

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：監査事務局

H21.4.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	監査事務局	監査課	H21.4.6	平成21年度長崎県 工事技術調査業務委託	単価契約 工事技術調査 112,350円/日 職員実務研修 94,500円/日	大阪市西区靱本町1丁目8-4 社団法人 大阪技術振興協会 理事長 北山 晃	<p>本業務は建設工事等の技術調査委託であり、施工上の問題点の指摘や技術上の改善について、意見を求めるものである。</p> <p>委託を予定している大阪技術振興協会は、地方公共団体の工事技術監査を昭和47年から開始し、平成20年度は103の県・市町村・組合で行われ、高い信頼性と秘密保持義務の徹底に実績がある。</p> <p>全国的には、東京に日本技術士会、大阪に大阪技術振興協会があるが、九州地区に技術士を配置しているのは、大阪技術振興協会のみであり、委託単価、交通費等を勘案すると大阪技術振興協会と契約した方が経済的で有利である。</p> <p>また、長年にわたり地方公共団体(県)の工事監査の技術調査の実績を有して監査制度を熟知していることから(社)大阪技術振興協会と1者随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円